

位に対け、基本方針



令和6年4月 (改訂 令和6年4月) 庄内町立立川小学校

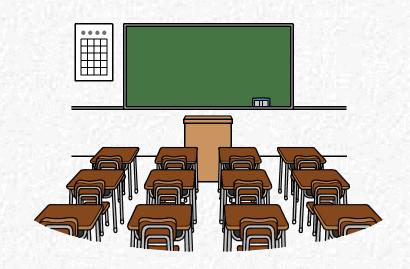
目次

第Ⅰ章	基本的な考え方	
1 いじ	めの問題に対する基本姿勢	Р3
2 いじ	めの定義	P3

第Ⅱ章	いじめ防止に向けた取り組み	
	めの未然防止 めの早期発見	P4
2 010	2007年期光兄	PO

第Ⅲ章重大事態への対応1重大事態についてP72いじめられて重大事態に至ったという申立があった時の対処P7

第Ⅳ章 校内体制「いじめ防止対策推進委員会」 1 ねらい P7 2 問題解決までの流れ P8 3 主な活動内容 P8 4 いじめ防止のための取組年間計画 P9



立川小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

庄内町立立川小学校(以下、「本校」という)においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法(平成25年法第71号)の施行を受けて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、ここに策定する。

第 I 章 基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本姿勢

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、実効的な取り組みを行う。
- (4) いじめの早期解決に向けて、当該児童の安全を確保すると共に、関係機関と連携する。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校・学級にも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として絶対許される行為ではない。
- ③いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は誤った考え方である。
- ⑤けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し判断する。
- ⑥好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせてしまった場合は いじめに該当すると認識する。(ただし、いじめという言葉を使わずに 柔軟に対応することもできる)
- ⑦いじめの態様は様々であり、刑法等に抵触する犯罪となることもある。
- ⑧いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑨いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑩いじめは、学校・家庭・地域などがそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第Ⅱ章 いじめ防止に向けた取り組み

子どものいじめを防止するために、学校がいじめの起きない風土づくりに努めるのは当然のことである。いじめを察知した場合は適切に対処することが重要であり、保護者や地域と連携を図りながら、多くの目で見守っていく必要がある。

1 いじめの未然防止

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- (3) いじめに関する校内研修の計画・実施
- (4) いじめに関する授業の実施、児童会活動による取り組みへの支援
- (5) 学校評価による検証と基本方針の見直し
- (6)安心安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくり

心のエネルギーを満タンに

- (1)「腹から声を出そうとする意識」を高める~日常の授業やあいさつ・返事の中で~
- (2)「目的意識」を高める~活動の意味づけ「なぜ?」を明確にした活動~
- (3)「内省的思考(振り返り)」を高める~自分で自分自身を高めようとする意識~
- (4)「挑戦しようとする意識」を高める〜自分自身、仲間、他(外部の大会、 作品展等)〜

日々の生活や授業を通して

(1)日常の立川しぐさの実践

「あったかしぐさ・思いやりしぐさ・にっこりしぐさ」を通して、相手 を意識して行動できる子どもをめざす。

いじめ防止基本方針-4-

- (2) 楽しい授業・わかる授業づくり
 - ①一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の習得の徹底を図る。
 - ②グループ学習やペア学習、共同的な活動を工夫し、全ての児童が参加・活動できる授業づくりを進め、学習活動での達成感や成就感を味わわせる。
 - ③自分の考えを持ちながらも、相手の話をしっかりと聞き、それをもとに話し合いをすることが楽しいと思える児童を育てる。(コミュニケーションカ)

道徳の授業を通して

- (1)思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命を大切にする心を育む。
- (2) 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- (3) 道徳の資料を通して、相手の心情をよく考えさせ、自己の言動を振り返らせる。
- (4) いじめの構造やいじめの問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- (5)全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

特別活動の取り組みを通して

- (1) 全教育活動を通して
 - ①望ましい人間関係を通して よりよい集団活動を通して、学校・学級への所属感を高め、児童の自 治的な能力や自主的な態度を育てる。
 - ②学級の支持的風土を育む(安心・安全な居場所づくり) 学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力 する活動を意図的・計画的に実施する。
- (2) 学級活動を通して
 - ①学級会の充実

学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を超えて「合意形成」する力を育てる。

②係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合って係の 組織を作り、全員でいくつかの係に分かれて自由に活動を行うことによって、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

- (3) 児童会活動を通して
 - ①委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校生活をつくりたいという課題意識を持って、指示待ちではなく、自分たちで問題を見つけたり、話し合ったりして解決

できる力を育てる。

②たてわり班活動の充実

高学年ではリーダシップや思いやりの心、低学年では上級生に対する 憧れの気持ちを育てる。

- (4) クラブ活動を通して
 - ①共通の興味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性・社会性を育てる。
- (5) 学校行事を通して
 - ①自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、自主性を育む。 行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を深め、 協調性の育成につなげる。

②体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身につける。

(6) 家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるよう工夫し、児童の生き 生きとした学習や生活の様子を見てもらう機会をつくる。

親子で情報リテラシーに関する授業を行ったり、PTA活動の中で、 家庭における情報機器を扱う上でのルール作りを進めたりするなど、家 庭と連携しながら情報モラルの育成を進める。

新型コロナウィルス感染症に関する誹謗中傷等がないように、子ども への指導と家庭への協力をお願いする。

2 いじめの早期発見

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アセスメントの調査結果を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、より良い学級経営に努める。

- (1)日頃の児童の観察【担任をはじめ職員の感度を磨く】 【早期発見のポイント】
 - ①児童の些細な変化に気付くこと。
 - ②気付いた情報を共有すること。
 - ③情報に基づき、速やかに対応すること。
 - ④物かくし(靴、ズック、学用品、衣類等)や悪質ないたずら等、児童の 様子や保護者からの情報に気を配ること。
- (2) アンケートの実施【児童や保護者からの情報収集】
 - ①「心のアンケート」「いじめアンケート」の実施:年間各2回
 - ②保護者アンケートの実施:年間2回
 - ③アンケート結果の活用
- (3) 関係機関との連携【地域からの情報収集】
 - ①子どもと関わりのある施設や団体(保育園や幼稚園、中学校、学童保育 所、保健所、公民館、スポ少等)

いじめ防止基本方針-6-



②組織や関係機関等(見守り隊、民生児童委員、青少年育成町民会議、自 治会、教育委員会、児童相談所、警察関係等)

第Ⅲ章 重大事態への対応

1 重大事態について

- (1)「生命、心身または財産」に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ①児童が自殺を企画した場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- (2)「相当の期間、学校を欠席する」ことを余儀なくされている疑いがある 場合
 - ①年間30日を目安とする。
 - ②30日を待たず、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 いじめられて重大事態に至ったという申立があった時の対処

- (ア)「いじめ防止対策推進委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と 記録の共有を行う。
- (イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

第Ⅳ章 校内体制「いじめ防止対策推進委員会」

1 ねらい

100

いじめは、どの学級、どの学校でも起こり得るということを、全ての職員が共通に認識し、学校として組織的にいじめ防止に努めるものとする。事案発生時には、解決に向けての対応等、具体的な対策を講じる。

- (1) 校務分掌に「いじめ防止対策推進委員会」を位置付ける。構成員は、 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、そ の他、校長が認める者とする(委員長:教頭、記録:教務主任)。
- (2) 本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係を把握、 関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関 する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校 の職員が共有するようにする。

問題解決までの流れ 2



- 全体掌握今後の対応方針決定
- (委員長) 教頭 (記録) 教務主任 生徒指導主任
- 教育相談担当 養護教諭 当該学級担任
- ・ 事実確認→状況分析→問題の明確化→解決へのプラン
- ・複数で対応【担任一人では対応しない】
- 該当学年より実態報告
- ・ 具体的聴き取り

【いじめられた側】…児童と保護者(可能な限り両親) 【いじめた側】…児童と保護者(可能な限り両親)

- 教育委員会・関係機関との連携(教頭が窓口)
- 複数で対応【担任一人では対応しない】
- ・被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える 行為が3ヶ月以上止んでいる。
- 被害児童生徒本人及びその保護者に面談等によりいじ めが止んでいる。

主な活動内容

(1) 事実の確認・状況分析

支援チームを組み、情報を整理して、行為に至る背景や当事者の思いに ついて確認、相関図を作成し、いじめ問題の全体像を明確にする。

(2) 問題の明確化

具体的な指導や援助の方針を検討し、役割分担を決定。被害者と加害 者が納得する対応策を検討する。

(3) 問題解決プラン

被害者・加害者・学級の児童への指導内容の決定。保護者への連絡と謝 罪の会を設定する。

必要に応じて関係機関と連携して適切に対応する。

- (4) いじめの早期対応
 - ①校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、いじめ防止対策推進委員会を開催する。
 - 教頭に対して、教育委員会への報告・連絡を指示する。
 - ②教頭は、校長を補佐し、委員会の委員長となって会の運営を行う。

 - ・収集された情報の学校職員全員の共有を図る。 ・外部との対応窓口となる。(マスコミ、PTA、その他) ③教務主任は、収集された情報から今できる対応、今後の対応について 役割分担をする。
 - ・収集された情報の記録を行う。
 - ④担任は、事実の確認のために、正確な情報収集を行う。

いじめ防止基本方針-8-

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。⑤生徒指導主任及び教育相談担当は、児童の情報を把握できる体制づく
- ⑤生徒指導主任及び教育相談担当は、児童の情報を把握できる体制づく りをする。
- 児童の情報に関わる全職員の共通理解を図るための体制を整備する。
- ・校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。 ⑥養護教諭は、いじめによる心身の影響について医療機関と連携を図る。
- ⑦保護者は、家庭において、児童の様子をしっかり把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携する。
- (5) 配慮が必要な児童への対応
- (障がい、発達障がい、帰国子女、外国人、性同一性障害、被災児童 等) 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえ た適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必 要な指導を組織的に行う。

4 いじめ防止のための取組年間計画(令和6年度)

月	研修会等	早期発見・防止等の取組	保護者・地域との連携	
4	・いじめ防止基本方針の確 認 (職員会議4/19)	・共通理解が必要な児童について情報交換と対応(職員 会議4/3)	• P T A 総会(4/26) • 学年懇談会(4/26)	
5	・第1回いじめ防止対策推 進委員会(職員会議5/27)	·QU検査①(5/20~24)	• 教育相談①(5/17)	
6		・第1回いじめアンケート (6/4~7) ※アンケートは、記名方式で 実施。	早期発見のためのチェックリスト配布いじめアンケート実施(保護者対応)	
7		・前期いじめ評価報告(7/19)	・教育相談②(7/12)	
8				
9	・第2回いじめ防止対策推 進委員会(職員会議9/20)			
10		・第2回いじめアンケート (9/20~25)	・いじめアンケート 実施(保護者対応)	
11		・全員対象個別面談 (10/30~11/1) ・後期いじめ評価(11/25)		
12				
1	・第3回いじめ防止対策推 進委員会(職員会議1/27)	・心のアンケート (1/14~17)		
2				
3	・年間総括・報告 (職員会議3/3)		- 教育相談③(3/5)	